

(別紙に掲げるあて先) 殿

総務大臣 山本 早苗

スマートフォンの料金及び端末販売に関して講ずべき措置について (要請)

総務省は、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの見直し・充実に関するWG 携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の取りまとめを踏まえ、今後実施する施策について、「スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に関する取組方針」を策定し、本日、公表したところである。

ついては、当該取組方針を踏まえ、スマートフォンの料金負担の軽減及び端末販売の適正化に資するため、貴社において、下記の措置を講ずるよう要請する。

記

1 スマートフォンの料金負担の軽減

スマートフォンについて、ライトユーザや端末購入補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等により、利用者の料金負担の軽減を図ること。

2 スマートフォンの端末販売の適正化

(1) 通信サービスの契約と一体的に行われるスマートフォン端末の販売について、店頭において端末販売価格の値引きや月額通信料金割引等に関する利用者の理解を促すための措置を講ずること。

(2) 端末購入補助の適正化に関する基本的な考え方等を示すガイドラインの策定までの間も、MNP (携帯電話番号ポータビリティ) 利用者等に対する高額な端末購入補助について、端末の価格に相当するような行き過ぎた額とならないよう、適正化に取り組むこと。

3 取組状況の報告

総務省に対し、1 及び 2 の取組状況について、以下のとおり書面により報告すること。

(1) ライトユーザや端末購入補助を受けない長期利用者等の多様なニーズに対応した料金プランの導入等を行った場合、速やかにその内容を報告すること。

(2) スマートフォンの端末販売の適正化について、平成 28 年 1 月末までに、当面の取組状況を報告すること。

以上

(別紙)

あて先
株式会社NTTドコモ 代表取締役社長 加藤薫
KDDI株式会社 代表取締役社長 田中孝司
ソフトバンク株式会社 代表取締役社長兼CEO 宮内謙